



鳥取県公報

平成 20 年 7 月 29 日 (火)
号外第 8 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則 (71) (人事・評価室) 3
	鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則 (72) (県土総務課) 5
◇ 人委規則	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (25) (給与課) 6
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (26) (〃) 9
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (27) (〃) 11

==== 公布された規則のあらまし ====

◇職員の職の設置に関する規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

職員の職に、新たに企画調整幹の職を加えることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 職員の職の設置に関する規則の一部改正

職員の職に、企画調整幹の職を設ける。

(2) 鳥取県行政組織規則の一部改正

部局等の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部局等に企画調整幹を置くことができることとする。

(3) 施行期日は、平成20年8月1日とする。

◇鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

(1) 平成19年8月より、工事ごとに変動する最低制限価格算定式を導入し、建設業者の適正な工事費の積算及び競争性を高めてきた。

(2) しかしながら、最低制限価格付近での過当競争が激化し、その副作用として原価割れ、労務費や下請け業者へのしわ寄せが生じていることが実態調査結果により明らかになったことから、最低制限価格について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 最低制限価格の設定範囲を予定価格の3分の2以上（現行 10分の8.5から3分の2まで）とする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は平成20年8月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

職員の仕事の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第71号

職員の仕事の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の仕事の設置に関する規則の一部改正)

第1条 職員の仕事の設置に関する規則(昭和39年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第2条関係)</p> <p>部長、局長、所長、理事監、防災監、行政監察監、次長、参事監、総室長、本部長、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、副出納長、課長、<u>企画調整幹</u>、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、医療指導監、課長補佐、主幹、室長補佐、館長補佐、事務次長、教授、総括主計員、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、助教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、航海士長、監察員、栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>部長、局長、所長、理事監、防災監、行政監察監、次長、参事監、総室長、本部長、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、副出納長、課長、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、医療指導監、課長補佐、主幹、室長補佐、館長補佐、事務次長、教授、総括主計員、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、助教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、航海士長、監察員、栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改</p>

<p>指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、通信士、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、研究主任、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現業職長、現業技術員、守衛、ボイラ技士、機械技手、調理師、調理員、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>	<p>良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、通信士、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、研究主任、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現業職長、現業技術員、守衛、ボイラ技士、機械技手、調理師、調理員、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>
--	---

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第2条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職制及び職務)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 部局等の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部局等に理事監、<u>参事監、企画調整幹</u>及び参事を置くことができる。</p> <p>11 略</p>	<p>(職制及び職務)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 部局等の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部局等に理事監、参事監及び参事を置くことができる。</p> <p>11 略</p>

附 則

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第72号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(最低制限価格) 第31条 略 2 最低制限価格は、入札に付する建設工事の予定価格の <u>3分の2以上</u> の範囲内において、当該建設工事の経費の積算についての内訳に応じて定めるものとする。 3 略	(最低制限価格) 第31条 略 2 最低制限価格は、入札に付する建設工事の予定価格の <u>10分の8.5から3分の2</u> までの範囲内において、当該建設工事の経費の積算についての内訳に応じて定めるものとする。 3 略

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（以下「新規則」という。）第31条の規定は、この規則の施行の日以後に調達公告（新規則第33条に規定する限定公募型指名競争入札以外の指名競争入札により契約の相手方を決定する場合にあっては、当該入札に参加することができる者の指名。以下同じ。）を行う建設工事について適用し、同日前に調達公告を行う建設工事については、なお従前の例による。

人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月29日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第25号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略	3種	知事の 事務部 局	本庁	略	3種
		課長（衛生環境 研究所及び農業 大学校の課長を 除く。） 防災局の副局長 防災局防災チー ムのチーム長 防災局危機管理 チームのチーム 長 防災局消防チー ムのチーム長 政策法務室の室 長 県民室の室長 行財政改革局人 事・評価室の室 長 行財政改革局給 与室の室長 行財政改革局業 務効率化室の室 長 行財政改革局財 源確保室の室長 行財政改革局自				課長（衛生環境 研究所及び農業 大学校の課長を 除く。） 防災局の副局長 防災局防災チー ムのチーム長 防災局危機管理 チームのチーム 長 防災局消防チー ムのチーム長 政策法務室の室 長 県民室の室長 行財政改革局人 事・評価室の室 長 行財政改革局給 与室の室長 行財政改革局業 務効率化室の室 長 行財政改革局財 源確保室の室長 行財政改革局自	

治研修所の所長 及び次長 行財政改革局福 利厚生室の室長 次世代改革室の 室長 文化観光局の副 局長 子育て支援総室 の総室長 衛生環境研究所 の所長及び次長 消費生活センタ ーの所長 経済・雇用政策 総室企画調査チ ームのチーム長 市場開拓室の室 長 食のみやこ推進 室の室長 農業大学の校 長、次長及び部 長 農林総合研究所 企画総務部の部 長 農林総合研究所 農業試験場の場 長 農林総合研究所 園芸試験場の場 長及び次長 農林総合研究所 畜産試験場の場 長 農林総合研究所 中小家畜試験場 の場長 農林総合研究所 林業試験場の場 長 公益法人・団体 指導室の室長 会計管理室の室				治研修所の所長 及び次長 行財政改革局福 利厚生室の室長 次世代改革室の 室長 文化観光局の副 局長 子育て支援総室 の総室長 衛生環境研究所 の所長及び次長 消費生活センタ ーの所長 経済・雇用政策 総室企画調査チ ームのチーム長 市場開拓室の室 長 食のみやこ推進 室の室長 農業大学の校 長、次長及び部 長 農林総合研究所 企画総務部の部 長 農林総合研究所 農業試験場の場 長 農林総合研究所 園芸試験場の場 長及び次長 農林総合研究所 畜産試験場の場 長 農林総合研究所 中小家畜試験場 の場長 農林総合研究所 林業試験場の場 長 公益法人・団体 指導室の室長 会計管理室の室
---	--	--	--	---

<p>略</p>	<p>長 出納室の室長 建設事業評価室 の室長 総括検査専門員 企画調整幹（人 事委員会が承認 したものに限 る。）</p> <p>室長（管理職手 当に係る区分が 2種及び3種の 職を占める職員 並びに衛生環境 研究所及び農林 総合研究所の室 長を除く。） チーム長（管理 職手当に係る区 分が3種の職を 占める職員及び 子育て支援総室 母子・児童養護 チームのチーム 長を除き、子育 て支援総室保育 ・幼児教育チー ムのチーム長に あつては、人事 委員会が承認し たものに限 る。） 企画調整幹 民工芸振興官</p> <p>略</p>	<p>4種</p>	<p>略</p>	<p>長 出納室の室長 建設事業評価室 の室長 総括検査専門員</p> <p>室長（管理職手 当に係る区分が 2種及び3種の 職を占める職員 並びに衛生環境 研究所及び農林 総合研究所の室 長を除く。） チーム長（管理 職手当に係る区 分が3種の職を 占める職員及び 子育て支援総室 母子・児童養護 チームのチーム 長を除き、子育 て支援総室保育 ・幼児教育チー ムのチーム長に あつては、人事 委員会が承認し たものに限 る。）</p> <p>民工芸振興官</p> <p>略</p>	<p>4種</p>	<p>略</p>
<p>備考 略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

附 則

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7月29日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第26号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知事事務部局	部長（農業大学校の部長を除く。）理事監 防災監 次長 参事監 局長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。）行政監察監 院長 課長（農業大学校の課長を除く。）室長（衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） <u>副局長</u> <u>校長</u> <u>企画調整幹</u> 民工芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 分場長 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事・評価室及び業務効率化室改革推進担当の主幹に限る。）総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 水産課取締船長 副主幹（総務課施設担当、人事・評価室、給与室、福利厚生室及び業務効率化室改革推進担当の副主幹に限る。）監察員 主事（人事・評価室、給与室及び業務効率化室改革推進担当の主事で、企画に関する事務を行うものに限る。）	知事事務部局	部長（農業大学校の部長を除く。）理事監 防災監 次長 参事監 局長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。）行政監察監 院長 課長（農業大学校の課長を除く。）室長（衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。）副局長 校長 民工芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 分場長 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事・評価室及び業務効率化室改革推進担当の主幹に限る。）総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 水産課取締船長 副主幹（総務課施設担当、人事・評価室、給与室、福利厚生室及び業務効率化室改革推進担当の副主幹に限る。）監察員 主事（人事・評価室、給与室及び業務効率化室改革推進担当の主事で、企画に関する事務を行うものに限る。）
略		略	
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

職員の仕事の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月29日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第27号

職員の仕事の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後										改正前										
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）										別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）										
組織	職務の級									組織	職務の級									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
知本 略										知本 略										
事 略										事 略										
行 略										行 略										
本 略										本 略										
庁 略										庁 略										
に職が掲げられて いる場合は、当該 職については本項 の規定を適用しな い。)	主事 秘書	主事 秘書	係長 秘書	課長補 佐	課長補 佐	課長 室長	副局長 所長	次長 防炎監	部長 防炎監	主事 秘書	主事 秘書	係長 秘書	課長補 佐	課長補 佐	課長 室長	副局長 所長	次長 防炎監	部長 防炎監	主事 秘書	
	機械技 師	機械技 師	主計員 企画員	室長補 佐	室長補 佐	室長補 秘書	所長 秘書	局長 企画課長	行政監 参事監	機械技 師	機械技 師	主計員 企画員	室長補 佐	室長補 佐	室長補 秘書	所長 参事監	局長 行政監	行政監 参事監	機械技 師	
	電気技 師	電気技 師	広報企 画員	総括主 計員	総括主 計員	総括主 計員	総括主 計員	総括主 計員	総括主 計員	電気技 師	電気技 師	広報企 画員	総括主 計員	総括主 計員	総括主 計員	総括主 計員	総括主 計員	総括主 計員	電気技 師	
	薬剤師	薬剤師	副主幹 計員	副主幹 計員	副主幹 計員	副主幹 計員	副主幹 計員	副主幹 計員	副主幹 計員	薬剤師	薬剤師	副主幹 計員	副主幹 計員	副主幹 計員	副主幹 計員	副主幹 計員	副主幹 計員	副主幹 計員	薬剤師	
	衛生技 師	衛生技 師	教務主 任	主計員 税務主	主計員 税務主	主計員 税務主	主計員 税務主	主計員 税務主	主計員 税務主	衛生技 師	衛生技 師	教務主 任	主計員 税務主	主計員 税務主	主計員 税務主	主計員 税務主	主計員 税務主	主計員 税務主	衛生技 師	
	理学療 法士	理学療 法士	監察員 主任監	幹 主任監	幹 主任監	幹 主任監	幹 主任監	幹 主任監	幹 主任監	理学療 法士	理学療 法士	監察員 主任監	幹 主任監	幹 主任監	幹 主任監	幹 主任監	幹 主任監	幹 主任監	理学療 法士	
	保健師	保健師	法主任 察員	察員 参事	察員 参事	察員 参事	察員 参事	察員 参事	察員 参事	保健師	保健師	法主任 察員	察員 参事	察員 参事	察員 参事	察員 参事	察員 参事	察員 参事	保健師	
	看護師	看護師	栄養主 任	教授 教務主	教授 教務主	教授 教務主	教授 教務主	教授 教務主	教授 教務主	看護師	看護師	栄養主 任	教授 教務主	教授 教務主	教授 教務主	教授 教務主	教授 教務主	教授 教務主	看護師	
	栄養士	栄養士	任 教務主	教務主 教務主	教務主 教務主	教務主 教務主	教務主 教務主	教務主 教務主	教務主 教務主	栄養士	栄養士	任 教務主	教務主 教務主	教務主 教務主	教務主 教務主	教務主 教務主	教務主 教務主	教務主 教務主	栄養士	
	歯科衛 生士	歯科衛 生士	歯科衛 生主任	幹 企画員	幹 企画員	幹 企画員	幹 企画員	幹 企画員	幹 企画員	歯科衛 生士	歯科衛 生士	歯科衛 生主任	幹 企画員	幹 企画員	幹 企画員	幹 企画員	幹 企画員	幹 企画員	歯科衛 生士	
	商工技 師	商工技 師	農業専 門技術	広報企 画員	広報企 画員	広報企 画員	広報企 画員	広報企 画員	広報企 画員	商工技 師	商工技 師	農業専 門技術	広報企 画員	広報企 画員	広報企 画員	広報企 画員	広報企 画員	広報企 画員	商工技 師	
	農林技 師	農林技 師	員 林業専	専技主 幹	専技主 幹	専技主 幹	専技主 幹	専技主 幹	専技主 幹	農林技 師	農林技 師	員 林業専	専技主 幹	専技主 幹	専技主 幹	専技主 幹	専技主 幹	専技主 幹	農林技 師	
	造園技 師	造園技 師	門技術 員	用地主 幹	用地主 幹	用地主 幹	用地主 幹	用地主 幹	用地主 幹	造園技 師	造園技 師	門技術 員	用地主 幹	用地主 幹	用地主 幹	用地主 幹	用地主 幹	用地主 幹	造園技 師	
	水産技 師	水産技 師	助教授 講師	幹 幹	幹 幹	幹 幹	幹 幹	幹 幹	幹 幹	水産技 師	水産技 師	助教授 講師	幹 幹	幹 幹	幹 幹	幹 幹	幹 幹	幹 幹	水産技 師	
	土木技 師	土木技 師	主幹 主幹	主幹 主幹	主幹 主幹	主幹 主幹	主幹 主幹	主幹 主幹	主幹 主幹	土木技 師	土木技 師	主幹 主幹	主幹 主幹	主幹 主幹	主幹 主幹	主幹 主幹	主幹 主幹	主幹 主幹	土木技 師	
	建築技 師	建築技 師								建築技 師	建築技 師								建築技 師	
	講師	講師								講師	講師								講師	
略										略										
備考 略										備考 略										

附 則

この規則は、平成20年8月1日から施行する。